

江戸川区におけるプラスチック資源の再商品化実施に係る連携事業者の公募型プロポーザルに係る質問の回答について

通番	質問内容	回答
1	応募資格の審査に必要な書類のうち、「納税証明書（その3の3）」については「受付日前3か月以内に発行されたもの」と明記されておりますが、その他の書類、「納税証明書（一般用）」や「法人登記簿謄本」については、発行年月日の有効期限に関する具体的な記載が見当たりません。これらの書類についても、納税証明書（その3の3）と同様に「受付日前3か月以内」に発行されたものである必要があるのでしょうか、ご教示ください。	お見込みのとおり、「納税証明書」および「法人登記簿謄本」についても、受付日前3か月以内のものを提出ください。